

履 修 規 程

（総 則）

第 1 条 本規程は、学則第 13 条の規定に基づき、単位取得のために履修方法及び手続き等について定めるものである。

（履修コース及び履修科目）

第 2 条 本学で履修する科目、単位数及び開講区分等はそれぞれ別表 1 のとおりとする。

2 こども教育学科に、小・幼・保コースを設ける。このコースにおいて履修する科目、単位数及び開講区分等は別表 2 のとおりとする。

（履修科目の届出）

第 3 条 学生は、履修しようとする科目について、開講に先立ち履修届を、指定された日時（履修説明から原則として 1 週間以内）までに、教務課に提出しなければならない。

2 登録のない科目は、履修を認めない。

3 登録後、履修科目の変更を必要とする場合は、履修登録後 1 週間以内に教務課に届け出なければならない。

4 すでに単位を修得した履修科目については、再履修を認めない。

5 同一年度内の、同一科目については、再履修を認めない。

（試 験）

第 4 条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

（追 試 験）

第 5 条 やむを得ない事情（忌引、病気、就職試験等）のため定期試験を受けることができなかった学生に対して、追試験を行う。この際、事実を明らかにできる証明書等を教務課に提出しなければならない。

2 証明書等の提出がない場合は、再試験とする。

3 追試験の結果、不合格となった場合は、再試験する。

（再 試 験）

第 6 条 定期試験の結果不合格となった学生は、再試験を 1 回に限り受験することができる。

（追・再試験料）

第 7 条 追試験料及び再試験料は受験開始前に納入しなければならない。ただし、忌引、就職試験及びその他公的機関の証明により不可抗力と教務部長が認めた場合は、追試験料を免除する。

(受験停止)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができない。

- ・ 授業料その他の納付金を所定の期日までに納付していないとき。
- ・ 履修届により履修科目を登録していないとき。
- ・ 当該科目の欠席時間数が、その授業実施時間数の 3 分の 1 を超えたとき。
- ・ 試験開始後 10 分をこえて遅刻したとき。
- ・ 学生証を携帯しないとき。(追再試験の場合は、受験票(証紙添付)含む。)(受験心得)

第 9 条 試験の場合、受験生は、次の各号に注意しなければならない。

- ・ 試験開始後 10 分までは入場が認められ、退場は 30 分を経過しなければ認められない。
- ・ 学生証は、必ず持参し机の上に置くこと。
- ・ 学生証を所持していないときは、学生課において仮学生証の交付を受けなければならない。仮学生証の有効期限は当日限りとし、当試験期間中原則として 1 回のみの発行とする。
- ・ 追試験・再試験の場合は、受験票(証紙添付)を必ず持参し机上に置くこと。
- ・ 答案用紙は、場外に持ち出してはならない。

(出 欠)

第 10 条 授業科目については、原則として全科目出欠を調査する。

2 出欠の調査は、各教科担当者あるいは教務課で行う。

3 遅刻・早退は 3 回をもって欠席 1 回分と計算する。遅刻・早退の場合は、その都度、教科担当者に申し出ること。

(遅刻は、原則として 15 分以上は認めない。)

4 出欠調査後、許可なく教室、実習室等を離れた場合及び授業妨害をし、退室を命ぜられた場合は、その時間を欠席とする。

5 次の各号については、欠席にあたり特別な配慮をする。

(1) 親族が死亡した場合(配偶者 連続 7 日以内、1 親等 連続 7 日以内、2 親等 連続 3 日以内)

- (2) 感染症（学校保健安全法施行規則第 18 条に規定の感染症を指す）に罹患した場合又は感染のおそれがある場合
- (3) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (4) 検察審査会の審査員又は補充員に選任された場合
- (5) 教育実習に参加する場合
- (6) 自然災害発生時および気象警報発令時における公共交通機関不通の場合

6 次の各号については、欠席扱いとなるが成績評価上は考慮する。

- (1) 就職部長の許可を得て就職試験を受験した場合及び就職試験に係る実習（3 日以内）並びに面接試験を伴う合同説明会に参加した場合
- (2) 附属園の支援ならびに学生部長が認める対外公演等
- (3) 学校感染症以外の病気またはけが（通学が困難なものに限る）
- (4) 実習委員会で認められた実習に関する事項
- (5) 交通機関の遅延または交通事故に遭遇した場合
- (6) 公的機関から要請があった場合
- (7) その他教務部長が認めた場合

7 前項の各号については、欠席届（欠席の事実を明らかにできる証明書等を添えて）を教務課に提出しなければならない。

（成績処理）

第 11 条 成績は、筆記試験、口述試験、レポート、論文、出席状況、受講態度等により評価するものとする。

2 成績の秀・優・良・可・不可の区分は次のとおりとする。

評 価	秀	優	良	可	不可
点 数	100～90	89～80	79～70	69～60	59 点以下

3 追試験の成績評価は、定期試験に準じるものとする。

4 再試験の成績評価は、可以下とする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

5 受験中において不正行為が発見された場合は、その期に受験した試験の結果を不可とする。

（特別履修）

第 12 条 外国人留学生、帰国子女学生については、本規程を準用する。ただし、卒業要件科目の単位を 8 単位までは、日本語Ⅰ・Ⅱ、日本事情Ⅰ・Ⅱの単位で代えることができるものとする。

(改 廃)

第 13 条 本規程の改廃は、教授会の意見を聞いて、学長が定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

23 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

24 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

25 この規程は、令和5年4月1日から施行する。